



# 教育委員会 Information



4月11日に開催しました  
定例教育委員会の報告、新  
しく就任された教育委員長  
と3人の教育委員を紹介し  
ます。

## 第4回定例会報告

4月11日開催

### ▼議事

- ・高島市学校給食運営委員会委員の委嘱について
- ・高島市学校給食運営委員会委員として、学校関係者・保護者代表等の13人の方々の委嘱を承認しました。
- ・高島市立学校結核対策委員会委員の委嘱について
- ・高島市立学校結核対策委員会委員として、医師会の代表・結核の専門家・学校医の代表・高島保健所長・学校関係者の12人の方々の委嘱を承認しました。

## ごあいさつ

かわなべ むつみ  
**川那邊 睦美 委員長**



この度、教育委員長を拝命し、身の引き締まる思いでございます。皆様にお育ていただきながら、微力ではありますが精一杯努めさせていただきますと思います。

高島市では、教育委員の数が8人となり、より広い視点をもって、活のある取り組みができる体制が整いました。今の子ども達が置かれている実態や教育課題を更に掘り下げつつ、教育行政の基本方針である「心のかよう人づくり」を目指して、提言を行っていきたくと考えております。

子どもも大人も「共に生きる喜び」を実感できる地域社会、そして高島市を愛しつつ子育てが出来る暮らしや生き方を願って、私達自身が切磋琢磨していきたく思います。どうぞよろしくお願い致します。

かとう みゆき  
**加藤 みゆき 委員**

この春、教育委員を拝命致しました加藤と申します。私は美しい水と緑と人々の温かさに魅了されて朽木に移住し、現在、地域の方々に助けられながら子育てをしています。また、森林体験学習の指導員として高島市内外の児童や一般者の受け入れを行っています。昔は当たり前だった自然と人と地域の関わりを、教育の中でどう取り入れていくかを課題にしながら高島の未来を考えたいと思います。微力ですがよろしくお願い致します。



きのした みわこ  
**木下 美和子 委員**

この度、教育委員を拝命しました木下でございます。この高島の地に生まれ育ち、数え切れない沢山の出会いがあり、今の私があるのだと痛感しています。

新芽が育つには水や肥料、太陽が必要なように「生きる力」「豊かな心」の芽が育つには、地域の皆様のご支援が一番ではないかと思っております。ご指導、ご助言を賜りながら高島市の教育行政の確立に微力ながら努力してまいります。よろしくお願い申し上げます。



はやし ひでお  
**林 秀雄 委員**

この度、教育委員を拝命しました林でございます。価値観が多様化する現在、殺伐とした事象が続いていますが、離れたところの出来事と俯瞰してきた自分を恥じ入るばかりです。そうした事象が、豊かな自然が残るこの高島市にも波及してきているのではないのでしょうか。高島市のこれからのためにも、教育の素晴らしさを訴え、社会にうらおいを取り戻していく時ではないかと思っております。

市民の皆様からご指導、ご協力をいただきながら、私の農業関係の経験を市教育行政に生かしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。



教育委員会Informationに対するご意見等は、高島市教育委員会事務局教育総務課 ☎(32)1132 までお気軽にお寄せください。

# 国保年金あらかると

## 健康診査を受診しましょう

5月14日から市の健診が始まっています。

健診を受診していただく際には「健康診査受診券」「健康保険証」が必ず必要になりますので、忘れずにご持参ください。

☎保険年金課 ☎(25)8137

## 予約年金相談をご利用ください

大津社会保険事務所と大津年金相談センターでは、次の日程で予約年金相談を実施しています。

予約は、いずれも予約専用番号へお電話ください。

**大津社会保険事務所**  
平日：月～金曜日  
(祝休日を除く)  
8時30分～19時  
休日：6月14日(土)、21日(土)、22日(日)  
9時30分～16時

**大津年金相談センター**  
平日：月～金曜日  
(祝休日を除く)  
8時30分～17時15分

**6月の年金相談日**  
●今津支所：6月 4日(水)  
●新旭公民館：6月26日(木)

**7月の年金相談日**  
●安曇川支所：7月 9日(水)  
●新旭公民館：7月24日(木)  
※相談時間は、いずれも10時～16時です。  
※電話で予約してください。  
☎077(521)1489  
(予約専用)  
**大津社会保険事務所**



## 交通事故などでケガをしたら… 「第三者行為による傷病届」を

### ●必ず届出を

交通事故など、他人の行為が原因でケガをして、国保を使って治療を受けるときは、警察に届けると同時に保険年金課または各支所への届出が必要です。

### ●医療費は加害者が負担

このときかかった医療費は、本来加害者が全額負担するのが原則となっています。国保で治療を受けたときは、加害者が負担すべき医療費を国保が一時立て替えて支払います(あとで立替分を加害者に請求します)。

### ●必要な書類

- ・第三者行為による傷病届(保険年金課および各支所にあります。)
- ・交通事故証明書
- ・保険証

### ◎示談の前に相談を

加害者から治療費を受け取りたり示談を済ませてしまうと、国保が使えなくなる場合があります。示談の前に保険年金課または各支所へご相談ください。

☎保険年金課 ☎(25)8137

## 今年の年金支給額をお知らせします

社会保険庁では、年金受給者を対象に、毎年6月にその年度に支給される年金額をお知らせする「年金振込通知書」を送付します。

なお、「年金額改定通知書」は、平成20年度の年金額は、平成19年度の年金額と同額となるため送付されません。

☎077(521)1789  
大津社会保険事務所  
年金給付課

## 年金記録の 確認を!

社会保険庁では、6月から10月にかけて年金の現役加入者に「ねんきん特別便」をお送りします。お手元に届きましたら、年金記録に漏れや誤りがないかをご確認の上、同封の「年金加入記録回答票」を必ず提出してください。

☎0570(058)0555  
ねんきん特別便専用ダイヤル  
月～金曜日 9時～20時  
第2土曜日 9時～17時

